

福井ものづくりキャンパス教室運営業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和7年7月14日

公益財団法人 ふくい産業支援センター
理事長 白寄 淳

1. 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
福井ものづくりキャンパス教室運営業務委託
- (2) 公告業務の内容
募集要領による
- (3) 履行期限
契約締結日から令和8年3月6日（ただし、受託者との協議により変更する場合がある）
- (4) 予算限度額
金2,320,000円（消費税別）

2. 企画提案書を提出する者に必要な資格および申請

(1) 応募者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。なお、中小企業等協同組合法に定める協同組合の場合は、その組合員が次の要件をすべて満たす必要がある。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②福井県の物品の競争入札参加資格名簿に「広告・宣伝類」で掲載されている者であること。
- ③福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間に該当しない者であること。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制にある者ではないこと
- ⑥福井県内に本社を有する者で、県税に滞納がないこと。

(2) 参加申込書の提出

企画提案を行う者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとする。

①提出期限	令和7年7月22日（火） 午後5時必着
②提出方法	持参または郵送（郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録が残る書留郵便等を利用して下さい。）
③提出先	〒915-0096 福井県越前市瓜生町5-1-1 サンドーム福井管理会議棟2F （公財）ふくい産業支援センター デザイン振興部
④提出書類	ア 企画提案参加申込書（別紙様式1） イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し ウ 会社および協同組合については、登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等の届出書の控えの写し エ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し オ 福井県内本社または事業所を有するものについては、県税事務所もしくは嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 カ 応募資格誓約書（別紙様式2-1）、受注実績書（別紙様式2-2）

3. 募集要領等の交付

募集要領等については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和7年7月14日（月）～令和7年7月22日（火） 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時の間
②交付場所	（公財）ふくい産業支援センターホームページ
③交付資料	1. 福井ものづくりキャンパス教室運営業務委託に係る募集要項および委託仕様書 2. 申請様式
④交付方法	（公財）ふくい産業支援センターホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。 https://www.fisc.jp/

4. 企画提案書の提出手続き

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

①提出期間	令和7年7月31日（木） 午後5時必着
②提出方法	持参または郵送（郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録が残る書留郵便等を利用して下さい。）
③提出部数	原稿1部、複写5部
④提出先	〒915-0096 福井県越前市瓜生町5-1-1 サンドーム福井管理会議棟2F （公財）ふくい産業支援センター デザイン振興部
⑤提出書類	企画提案書（別紙様式4）

5. 委託先候補者の選定

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書等の内容について、選定委員会（回議）において総合的に審査した上で、委託候補者を1社選定する。

選定委員会（予定）回議日：令和7年8月1日（金）

(2) 審査方法

選定委員会では、予め定められた評価項目に基づき、企画提案書等の内容について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者に選定する。なお審査内容については公表しない。

(3) 選定結果

選定結果は、提案者全員に対し書面で通知する。

6. 契約の締結

（公財）ふくい産業支援センターは、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。また、次の場合は、（公財）ふくい産業支援センターは委託契約の締結を取り消す場合がある。

- ①委託先候補者として選定されたものが契約締結に応じないとき
- ②財務状況の悪化等により業務履行が確実でない恐れがあるとき
- ③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

7. その他

- ①提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- ②企画提案に関する経費は全額応募者負担とする。
- ③提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- ④応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面によりデザイン振興部に提出すること。
- ⑤その他、不明な点については、デザイン振興部に照会すること。

8. 問い合わせ先

〒915-0096 越前市瓜生町 5-1-1 サンドーム福井会議管理棟 2F

（公財）ふくい産業支援センター デザイン振興部

担当：呉藤

電話 0778-21-3154 FAX 0778-21-3155

Email dcf@fisc.jp